

亀岡市に 引っ越してきたときの 手づき

だれが	なに 何を	ひつよう もの 必要な物	どこで
ひと すべての人	てんにゅうとどけ 転入届 す はじ (住み始めてから 14日以内に だ 出さないといけません)	まえ す ・前 住んだ ところからもらった 「転出証明書」 ほんにん かくにん もの ・本人が 確認できる 物 だいりにん [代理人がするとき] いんかん ・印鑑 いにんじょう ・委任状	しみんな 市民課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5019
こくみんねんきん 国民年金に かにゅう ひと 加入している人	てんにゅうとどけ 転入届	こくみんねんきんてちょう 国民年金手帳など ねんきんばんごう か (年金番号が 書いてある 物)	ほけんいりょうか 保険医療課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5020
こくみんねんきん 国民年金 または こうせいねんきん 厚生年金を う ひと 受けている人	ねんきんじゅきゅうしやじゅうしょへんこうとどけ 年金受給者住所変更届を ねんきんじむしょ おく 年金事務所に 送ってください。	ようし 用紙は ほけんいりょうか ねんきん がかり 保健医療課 (年金係)に あります。	ほけんいりょうか 保険医療課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5020
こくみんけんこうほけん 国民健康保険に かにゅう ひと 加入したい 人	かにゅうとづ ・加入手続き こくみんけんこうほけんしかくしゅとくしんせい ・国民健康保険資格取得申請 まえ しきょうそん こくみんけんこうほけん (前の 市区町村で 国民健康保険に かにゅう ひと ひ つづ かにゅう 加入していた人は、引き続き 加入す てつづ る手続き)	いんかん (みとめいん) ・印鑑 (認印) ぜんねん しょとく しごと ・前年の 所得(仕事でもらったお金)が 分かるもの。 けんこうほけんしょう ついかかにゅう ・健康保険証 (追加加入のとき) てんにゅうとどけ ・転入届	ほけんいりょうか 保険医療課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5025
にゅうようじ しょうがくせいみまん こ 乳幼児 (小学生未満の 子ども)が ひと いる人	いりょうひじゅきゅうしやしよう こども医療費受給者証	けんこうほけんしょう ・健康保険証 いんかん (みとめいん) ・印鑑 (認印)	ふくし か こども福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5027
ほしかていとういりょう 母子家庭等医療を う ひと 受けている人	ふくしいりょうひじゅきゅうしかくしやしよう 福祉医療費受給資格者証	けんこうほけんしょう ・健康保険証 いんかん (みとめいん) ・印鑑 (認印) まえ す ところ しちょうそんみんぜいかぜいしょ ・前 住んでいた所からの市町村民税課税証明書 かめおかし ほんせき ゆう ひと こせきとうほん ・亀岡市に 本籍を 有しない人は 戸籍謄本	ふくしか こども福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5027
じゅうどしんしんしょがいしや(じ)いりょう 重度心身障害者(児)医療を う ひと 受けている人	ふくしいりょうひじゅきゅうしかくしやしよう 福祉医療費受給資格者証	けんこうほけんしょう ・健康保険証 いんかん (みとめいん) ・印鑑 (認印) しんたいしょがいしやてちょう ・身体障害者手帳 または 療育手帳 しょとくしょめいしょ ・所得証明書	じょうがいふくしか 障害福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5031
さいいじょう ひと ・65歳以上の人 ・40~64歳で 要介護認定を う ひと 受けている人	てんにゅうとどけ 転入届	じゅきゅうしかくしょめいしょ ・受給資格証明書	こうれいふくしか 高齢福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5182
さいいじょう ひと ・75歳以上の人 ・65歳~74歳で 一定の 障害認定を う ひと 受けている人	しかくしゅとくとどけ 資格取得届	まえ す ところ ・前 住んでいた 所からの こうきこうれいしやいりょうひほけんしやしよう 後期高齢者医療被保険者証など いんかん (みとめいん) ・印鑑 (認印)	ほけんいりょうか 保険医療課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5026
ふくしいりょう ろうじんいりょう 福祉医療の 老人医療を う ひと 受けている人	しかくしゅとくとどけ 資格取得届	けんこうほけんしょう ・健康保険証 いんかん (みとめいん) ・印鑑 (認印) まえ す ところ しょとくしょめいしょ ・前 住んでいた 所からの 所得証明書	ほけんいりょうか 保険医療課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5026

亀岡市に 引っ越してきたときの 手つづき

だれが	なに 何を	ひつよう もの 必要な物	どこで
じゅうどしんしんしようがいろいろじんけんこうかんりじぎょう 重度心身障害老人健康管理事業を う ひと 受けている人	しかくしゅとくとどけ 資格取得届	こうきこうれいしやいりょうひほけんしゃしょう ・後期高齢者医療被保険者証 いんかん（みとめいん） ・印鑑（認印） しんたいしようがいしゃてちょう りょういくてちょう ねんきんしようしょ ・身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 年金証書 まえす ところ しょとくしようめいしょ ・前 住んでいた 所からの 所得証明書	ほけんいりょうか 保険医療課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5026
ひと すべての人	わ かただ かた パンフレット「ごみの分け方・出し方」の ルールを 守って ごみを 出してください さい。ごみのステーションについては、 じちかい き 自治会などに 聞いてください。	ありません	かんきょうすいしんか 環境推進課 さくらづか 桜塚クリーンセンター 0771-27-2120
しんたいしようがいしゃてちょう 身体障害者手帳を も ひと 持っている人	じゅうしょへんこうてつづ 住所変更手続き	いんかん（みとめいん） ・印鑑（認印） しんたいしようがいしゃてちょう ・身体障害者手帳	じょうがいふくしか 障害福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5031
りょういくてちょう も ひと 療育手帳を 持っている人と ほごしゃ ひと 保護者の人	じゅうしょへんこうてつづ 住所変更手続き	りょういくてちょう ・療育手帳 いんかん（みとめいん） ・印鑑（認印）	じょうがいふくしか 障害福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5031
てあて こども手当を う ひと 受けている人	にんていしんせい 認定申請	いんかん（みとめいん） ・印鑑（認印） まえす ところ しょとくしようめいしょ ・前 住んでいた 所からの 所得証明書 てあてふりこみようよきんつうちょう ・手当振込用預金通帳	ふくし か こども福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5027
じどうふようてあて 児童扶養手当を う ひと 受けている人	じゅうしょへんこうてつづ 住所変更手続き	いんかん（こうざとどけいん） ・印鑑（口座届出印） てあてしょしょ ・手当証書	ふくし か こども福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5027
とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当を う ひと 受けている人 けいかてきふくしてあて とくべつしようがいしゃてあて 経過的福祉手当、特別障害者手当、 しようがいじふくしてあて う ひと 障害児福祉手当を 受けている人	じゅうしょへんこうてつづ 住所変更手続き	いんかん（こうざとどけいん） ・印鑑（口座届出印） てあてしょしょ ・手当証書 いんかん（みとめいん） ・印鑑（認印）	じょうがいふくしか 障害福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5031
ほいくしょ(えん) 保育所(園)に い 行く 子どもが いる人 にゅうしょ にゅうえん 【入所 または 入園と いいます】	にゅうしょしんせい 入所申請 にゅうしょきょうしき ぜんげつ にち (入所希望月の 前月の 15日まで しんせい 申請を しないといけません。)		ふくし か こども福祉課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5027

亀岡市に 引っ越してきたときの 手つづき

だれが	なに 何を	ひつよう もの 必要な物	どこで
幼稚園に 行く 子どもが いる人 【入園と いいます】	しりつ ようちえん にゅうえん 市立の 幼稚園への 入園は、 まいとし がつ ほしゅう 毎年 9月ごろから 募集します。(まだ いっぱいに なっていない ときは、 途中入園も できます。)		きょういくそむか 教育総務課 しやくしょ かい 市役所 4階 0771-25-5052
小学生・中学生が いる人	てんにゅうてつづ 転入手続き しみんか てんにゅうとどけ だ (市民課で 転入届を 出してから、 きょういくいいんかい あたら がっこう 教育委員会で 新しい学校を してい てんにゅうがくつうちしょ わた 指定し、転入学通知書を 渡します。 まえ がっこう しょるい 前の 学校から もらった書類 ざいがくしょめいしょ いつしょ あたら (在学証明書など)と一緒に、新しい がっこう だ 学校に 出してください。)	じゅうしょいどうとどけ うつ 住所異動届の 写しを しみんか わた 市民課から 渡しますので も持ってきてください。	がっこうきょういくか 学校教育課 しやくしょ かい 市役所 4階 0771-25-5053
原動機付自転車 (125cc以下) または こがたとくしゅじどうしゃ 小型特殊自動車を も ひと 持っている人	しんきとうろく 新規登録 かめおかし (亀岡市のナンバープレートと とうろくしょめいしょ わた 登録証明書を 渡します。)	いんかん (みとめいん) ・印鑑 (認印) まえ す ところ さいとうろくよう はいしやしょめいしょ ・前 住んでいた 所の 再登録用の 廃車証明書 または ナンバープレート	ぜいむか 税務課 しやくしょ かい 市役所 1階 0771-25-5011 ※125ccより 大きい にりんしゃ てつづ 二輪車の 手手続きは、 きょうとうんゆしきよく 京都運輸支局 きょうとしふみくたけだ (京都市伏見区竹田・ TEL: 050-5540-2061)に と 問い合わせください。
すいどう・げすいどう 水道・下水道	うけつけ と 問い合わせは、月～日曜日の 午前8時30分から 午後5時15分 までです。 しゅくじつ う つ 祝日も 受け付けます。 ねんまつねんし やす 年末年始は 休みます。		けいじどうしゃ しんごく ※軽自動車の申告 てつづ けいじどうしゃけんさ 手続きは、軽自動車検査 きょうかいきょうとじむしょ 協会京都事務所 きょうとうんゆしきょくない (京都運輸支局内 TEL:075-671-0928)に と 問い合わせてください。
			すいどうりょうきん 水道料金センター じょうげすいどうぶ かい 上下水道部 1階 0771-25-6702 きたこせちょういっちょうめ 北古世町一丁目5-2